

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>行田市は、地方税法、国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者の資格に関すること。・国民健康保険の保険給付に関すること。・国民健康保険の保健事業に関すること。・出産育児一時金及び葬祭費に関すること。・国民健康保険税に関すること。・オンライン資格確認等に関すること。 <p>行田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>(1)国民健康保険事務処理システム(自庁システム関係)</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険(賦課)システム・国民健康保険(資格)システム・国民健康保険(給付)システム・収納管理システム・滞納管理システム・宛名管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・情報集約システム <p>(2)国民健康保険団体連合会関係システム(国保連合会に設置される関係システムサーバ群と市町村に設置される国保総合PCIにより構成)</p> <ul style="list-style-type: none">・国保総合システム・国保情報集約システム <p>(3)医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険税収納情報ファイル、国民健康保険税滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険の資格・給付・税に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 第9条第1項、別表24、44の各項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下「別表省令」) 第16条、第24条 <p><オンライン資格確認等に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 第9条第1項、別表44の項・別表省令 第24条・国民健康保険法 第113条の3第1項、第2項・住民基本台帳法 第30条の9、別表第一73の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定

	<p><国民健康保険の資格・給付・税に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法19条8号省令」) <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条8号省令 第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、146、158、161、164、165、166、173の各項、第4条、第5条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第72条、台第85条、第89条113条、第117条、第118条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第148条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法19条8号省令 第2条の表48、69、70の各項、第4条、第50条、第71条、第72条 <p><オンライン資格確認等に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113の3第1項、第2項
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康課、総務部 収納課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

請求先	<p>郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市総務部総務課 電話048-556-1111</p>
-----	---

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	<p>郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部健康課、総務部収納課 電話048-556-1111</p>
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市健康福祉部健康課、総務部収納課 電話048-556-1111</p>
-----	--

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っている。情報照会の際は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを順守している。これらの対策から、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

行田市情報セキュリティ基本方針及び行田市情報セキュリティ対策基準を順守している。特定個人情報の記載がある書類については、執務室外に持ち出さないことや保管場所の固定、施錠等管理徹底している。これらの対策から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

变更箇所